

第5回 生活基盤TF 議事概要

日 時 : 平成20年8月6日(水) 9:30~11:10

会 場 : 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

議 題 : 有識者からのヒアリング及び意見交換

- ①上限金利規制と総量規制が資金需要者に与える影響
- ②貸金三法(貸金業法・利息制限法・出資法)が中小零細企業の資金繰りに与える影響
- ③過払金返還請求を巡る判決の変遷
- ④債務整理におけるカウンセリングの重要性と解決策

出席者 : ○規制改革会議

中条主査、安念委員、福井委員

参考人 堂下 浩 氏(東京情報大学 総合情報学部 准教授)

○株式会社クレディセゾン

代表取締役社長 林野 宏 氏

○NISグループ株式会社

専務取締役兼執行役員 野尻 明裕 氏

○株式会社アーク

代表取締役社長 本田 貢一郎 氏

○株式会社ステーションファイナンス

代表取締役社長 谷口 龍彦 氏

議 事 :

○中条主査 朝早くからお越しいただきましてありがとうございます。生活基盤タスクフォースを開催させていただきます。

今日は、クレディセゾンの林野社長ほかにおいでいただきまして、貸金業法改定の貸金利用者に対する影響についてお話を伺うことになっております。

まず、最初に15分から20分くらいで、資料等々も御用意いただいておりますのでその御説明をいただき、それから若干のディスカッションをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○林野氏 お招きいただきましてありがとうございます。こういうことを申し述べる機会がなかなかないものですから、ちょっとマクロな話をしたいと思っております。

1つは、2枚組みの資料5と書いてあるものをごらんいただきたいと思っております。これは、なぜ規制社会ができるかということです。これが主要各国の過去20年間で、名称は大統領とか首席とかいろいろあるんですけども、日本は20年間で13人なんです。それで、小泉さんが5年やっていますから、それを除くと15年間で12人の総理大臣がやった。会社だったらとっくにつぶれますね。したがってどういうことが起こるかということ、大臣も大体任期が1年ですから、結局そういった形

で規制による官製不況みたいなものができ上がるような下地がここにあるのではなかろうかというのが最初でございます。

その結果、今度は資料4をごらんいただきたいのですが、先日、岸田大臣と朝会をやったときにこれを出したんですけども、要するに弱者保護の大義名分によって不況ができ上がる。その不況の具体的な法律と、個別の何だかわけのわからない、例えばタクシーが710円とか、なぜ710円だと言ったら、これはメーター会社との関係でメーターを取り替えるのに710円じゃないと700円ではだめなんだというような話です。よくわかりませんが、そんなことでございます。

次に、「上限金利に関わる考察」というようなことでございます。私は2006年の12月にこれを出しまして、要するに金利が資料のデータ1のところを見ますと日本が異常に低いわけで、ニュージーランドが現在8%、以下、豪州7.25、英国5.0というような形になっているんです。そうすると、公定歩合というのは基本的には5%くらい的前提で、公定歩合は5%で、それに借入金利みたいなものを入れて考えないと、金利というのはだめなんです。

それから、次の2ページ目は、アメリカと日本の過去のいわゆる公定歩合と言われているもので、アメリカではプライマリークレジット金利と言うんですけども、アメリカは14%、日本は9%のことがあるんです。私がちょうどこの会社に来る前は9%くらいの公定歩合だったわけです。ですから、もう問題外です。

その下のチャートは過去のもので、これは盛んにおやりになったと思いますが、こういうふうには貸金業のいわゆるグレーゾーンと言われる金利が下がってきたわけです。そうすると、どう考えてもそれを18に持っていってしまうとか、20に持っていってしまうというのはちょっと異常なんです。これも、上限金利を決めるにしても説得力が全然ない。以下、この資料には貸金業の収益構造その他が書いてございます。

その結果、資料2では貸金業法運用上にどんな課題があるのでしょうか。これは私どもの会社が整理したものでございまして、これが資料3でございます。

それで、資料1で簡単に御説明をさせていただきたいと思いますが、堂下先生とか福井先生の論文で、最近堂下先生のもので出ましたし、調査されたデータは極めて新しいし、斬新であるので、いろいろな新しい結果が出ていると思いますが、資料1に沿って簡略に説明をさせていただきたいと思います。お時間が多分ないと思いますので、10分くらいでやりたいと思います。

1つは全般的に貸金業法、これはどなたもおっしゃっていると思いますが、要するに多重債務者の社会的問題の解決という背景はあるものの、上限金利の固定化には無理があるし、固定化する水準にそもそも無理がある。総量規制も同じで、総量規制などは現実問題として不可能だ。不可能なものをやろうとしているところに問題があるし、過払いも過去、未来永劫にさかのぼることは基本的にはあり得ないというふう考えている。

たまたまお手元の『CREDIT AGE』に偶然といいますか、インタビューを受けたものがついこの間、7月25日くらいに出されまして、私とマネックスの松本さんが書いていて、後ろの方にももちろん堂下先生のもので出ているわけです。ここで私は、何しろ資本主義とか自由主義経済が脅かされるというふうなことをかなり書きましたので、後でごらんいただくと貸出金利というの

は変動するのが当たり前なんだということであるとか、金利は市場が決めるのであるとか、あるいは銀行から融資を受けられない個人事業主、これは後でお話をなさるとのことなので割愛をいたしますけれども、事業者の末端までお金が循環していない。ニーズが満たされなければ、当然水面下に潜り込む。あるいは、出口で自己破産法という救済システムがあったにもかかわらず、今度は入り口規制をしてしまうということでございますから、大衆の味方という大義名分の真意は一体何なんだろうかということであるとか、法律によってクレジット会社とか信販会社、要するにカード会社は銀行系も信販系も日専連も全部成り立たなくなりまして、メガバンクの傘下になるか、廃業に追い込まれるかということで、上場会社も全部そうなりまして、イオンクレジットは親会社のイオングループがありますから、私どもとイオンクレジットだけしか残れなくなってしまった。あっという間に葬り去られてしまったということでございます。

そんなことがいろいろ書いてありますが、お時間がないので今日は割愛しますけれども、後でお読みいただければ大変幸いですと私は思います。

この結果、消費者金融業者の大部分が持っている銀行系クレジット会社、信販会社、流通系カード会社のほとんどは存在できない状況に追い込まれた。要は、駆け込み寺に駆け込んでしまった。上場企業が一つの法律で全部独立して存在できない状態になったというのは異常な状態なんです。そういう状態になっているにもかかわらず、今日こういう会議を開いていただいているということはそういう御認識が大分出てきたのかなと。

しかし、法律ができる前に予測が不可能だったのかなというような感じがするわけですが、そういう意味では日専連はほとんどあと数年でつぶれてしまって、いいところが幾つかとくつつくということになって、地域別の貸金業者であるとか、あるいは信販業者は統合もしくは廃業せざるを得ない。その貸金供給の消滅によりソフトヤミ金へと潜在化が進むことが懸念されます。いかに寛容に解釈したところで、一つの法律によって長期間にわたり我が国経済に貢献してきた上場企業が独立して存在し得ない状態に追い込まれることは許されないのではないだろうか。多重債務者が何人救済されたかというのは、これは自己破産の法律でかなり救済されるような穏やかな法律になっておりますけれども、逆に皆、失業した。

倒産した個人事業者もかなりの数になる。これから施行が本格化しますので、ますますそういったことで職を失う人が増えてくるのではないかと。特に地方は大手企業もどんどん辞めていますので、大変なことになるという気がいたします。

次に、「資金需要者への影響」ということでございます。こちらが私に課された課題だと思いますけれども、資金需要者には個人需要者と法人事業主が存在するけれども、その境界というのは極めて判定しにくい。これは、同じになってしまっているということだと思っておりますが、ここでは私の担当は個人の需要者ということですので、そこに限ってお話をさせていただくと、要するにニーズがあるにもかかわらず金利の引下げと、過払金の返還請求、また金融機関が貸しはがしを始めておりますので、信用の収縮が発生して供給者が減少すると同時に、当然資金がないわけですから、審査の厳格化によって消費者は利用できない状況になっている。

これはまだそれほど時間がたっておりませんし、本格的に施行されたわけではないので、前年比

80%台ですから緩やかとは言えないんですけども、これが加速されてくるということと、一巡された上で、なおかつそれがそういった数字になってくるということだと思います。貸金業の企業者数は、御承知のように2007年度で77%、9,115ということですし、倒産企業数もどんどんこれから増えてくるのではなからうか。せつかくバブルの処理が終わって減っていたわけですけども、これが上昇過程に入ったということではないか。

2ページ目にまいります、(3)で消費者は最初に借りるときには少額を借りて支払いの実績をつくり、それが信用となっている。自分が、より借りたいというときにもその実績を消費者自身によりどころにしているので、総量規制で年収の3分の1を超えているから今までどおりに貸せないと言われても納得はできないだろう。

支払い能力というのは家計全体の収入、奥さんや同居の親であるとか、子どもであるとか、あるいは資産が大きく影響していて、それが支払いの実績に反映する。私どもは大変女性の利用者が多いわけですけども、それを借りる理由には定期預金みたいなものを下ろしたくないとか、そういうような理由もございますので、やはり資産というようなことも大変重要だろうと思います。年収の3分の1という規制は、借入れのある消費者の40、50%が当てはまるというふうな分析結果が出ておりますけれども、この影響が広範に及び、消費者が余りにも不利益を受けてしまうだろう。また、金融機関の貸出し、住宅ローンや自動車ローンが除外されていることは本当の総量について把握ができず、消費者の生活設計とはかけ離れてしまう。貸出し額については消費者の支払い実績、年収等に応じた柔軟な対応こそが必要なのではないだろうかということが1つです。

消費者からすれば、今まで順調に融資を受けて返済してきたにもかかわらず、50万円を超えているから、あるいは総借入残高が100万円を超えているから年収の証明書を出せと言われても理解はできないだろう。今までの支払いの実績こそが、消費者から見たときに自分の信用である。

当然、業者の方もそういう対応をしているわけですし、また今まで取引をしていたにもかかわらず免許証の写しを出せと言われてもその必要性が納得できない。また、新規に申し込むときにも免許証が第一優先と言われても、今までの本人確認法が定着している中で、消費者からすればその必要性がよくわからない。書面の交付にしても、消費者が望んでそれが保護につながるのであればよいけれども、社会的なコストが一方的にかさむ結果となる。当社だけで見ても、23億ぐらいのコストがかかるだろうと考えられております。そういった確認のコストだけでございます。

特に無職無収入扱いの専業主婦は我が国では消費の主役であり、私どもの取扱高、カード会員の70%近くは女性になっております。そういう意味では、皆さんの御家庭はそうではないかもしれませんけれども、うちなどは何をかうときでもすべて2人の娘とうちの家内とが意思決定しますから、私は一切意思決定に関与できないということで、ますます社会の主役は女性に移りつつあって、女性、特に主婦のようなどころから大きな反響があるはずだと思われま。

2005年1月から施行された改正の破産法で運用が簡略化されました。お陰で多重債務者の救済は大幅に進んだと考えられます。破産した個人の受ける不利益は、会社の役員や弁護士になれないという資格制限のほかは、情報機関に5年間、破産したことが登録される。一方では、このような不利益は大多数の生活者にとってみれば大した不利益ではないということも言えないことはない。

破産制度の活用は、消費者から見れば十分に機能しているということで2003年に24万でピークを迎えました。2004年度は21万になりまして、2005年度が18万、2006年が16万ということで、約2万件ずつずつと減ってくるトレンドで、これは別に貸金業法ができたからそうなったわけではなくて、ピークアウトは2003年なんです。これは減っていくぞという話を私もいつもそういった会社の会議で使っていて、14万くらいに2007年度はなっていて、2006年度も多分13万ちょっとになるのではないかと考えられます。それが、法律のお陰ではないということでございます。

過払利息の返還が無制限に行われているため、貸金業者は融資の資金を確保することができず、消費者のニーズでこたえられない。実際に払い出した金額は消費者企業大手4社で2007年度1,350億ということで、これは堂下先生の分析等々にもございますので、中小の貸金業者は貸金の確保ができずに既に廃業に追い込まれる。返還請求については期間を切らないと貸金マーケットの秩序が安定せず、消費者のニーズにはこたえられない。

そもそもおかしいということを書きおきましたけれども、クレジットカード業界の取扱高もキャッシングはこの2008年5月前年比で85.9になりました。そうすると、前年の2007年の5月が92.4でしたから、92.4掛けるなおかつ85.9なので、対前々年比は80を切ったということです。もう2割以上使われなくなったということでございます。

それで、結論は資本主義の下では金利は株価や為替と同様に変動するのが当然で、過去の金利を見ても公定歩合が5%になったりする。5%くらいがインターナショナルには普通でありますので、ゼロ金利を前提で経理に固定するのは誤りだということなので、もしするにしてもどんなに譲歩しても変動制です。

金融機能は資本主義社会の血液であり、どんな低利の商品が用意されていても利用者にお金が届かないような規制が前にかかっていると無意味だ。あるけれども使われず、あるいは届かないということだと思います。

総量規制は例外規定も含めてプライバシー問題、個人情報の情報把握が事実上不可能であり、利用者、供給者に多大な繁雑性とコストを押しつける。

過払金利の返還は立法時以前にさかのぼるべきではないのではないだろうか。どんなに許容しても5年以内ではないのだろうか。こんなふうに思います。

これで、約16分かかりましたので私の説明は終わります。

○福井委員 上限金利の切下げについてはどうお考えですか。今回、上限金利が切り下げられましたね。それについての御見解はいかがですか。

○林野氏 本来は、金利というものに対して歯止めをかけることは間違いだと思うんです。

○福井委員 上限金利自体が不必要という御趣旨ですか。わかりました。

○林野氏 資本主義とか自由主義であればですね。

○中条主査 資本主義とか自由主義ではないんですよ。

○林野氏 そうですね。最も成功した社会主義だと言われていましたけれども。

○中条主査 どうぞ、ほかに御質問はございますか。

○事務局 続きまして、横長の資料で「貸金三法が中小企業に与える影響」ということで野尻様か

らお願いします。

○野尻氏 N I Sの野尻と申します。よろしくお願いします。

私どもN I Sグループは、中小企業向けの金融サービス、主にローンを提供している会社でございます。林野社長のところほど知名度はないので、まずはどういうなりわいをしているかということを一言御説明申し上げて、その上でそういった現場にいる立場で今回の制度変更がどのような影響を利用者側、ひいてはお客様でおられる中小企業、特に小規模の零細企業の資金繰りに影響を与えているかということについてデータ等を中心に御説明をさせていただければと存じます。資料に沿って御説明したいと思います。

まず2ページでございます。中小企業向けの融資マーケットのイメージということで、中小企業金融という意味では地銀さん、信金さん、更にはメガバンクさんもここ最近力を入れてこられて、いろいろなプレイヤーがいる中で、私どものような貸金業者もその中で存在をしております。貸金業者の中でも我々のようないわゆる事業者向けの業者だけでなく、先ほど林野社長からも御説明がありましたように境界線がない状況でございますので、会社の経営者の方が消費者金融あるいは信販、クレジットからお金を借りて会社の資金を回していくというのはあるわけでございます。ですから、相当大規模な会社であればこれはメガ、あるいは地銀の資金だけで十分回るのでしょうけれども、だんだん規模が小さくなっていくと、いろいろな業態をうまく利用しながらやっているのも、明確にマーケットの区分はないのではないかと考えております。

また、お客様の立場から見ても、こういったプレイヤーが複数存在することによって経営の選択が広がって経営の自由度は増しますので、その方がお客様、中小企業の方にとってもプラスである。実際には多くの中小企業の方、これは後ほどまたデータで御説明しますけれども、こういった業態をうまく活用して会社の経営をなされているということでございます。

よく弁護士の方から金利20%では経営が成り立たないというようなお話もあるのですが、実際に必要な事業資金をすべて貸金業者から二十何%借りている人はいなくて、もちろん自己資本があつて、銀行があつて、政府系金融があつて、その足らずまいのわずかなところを貸金業者から借りて回している。そこまで中小企業の経営者は、失礼ながら言うとかかではないというわけでございますので、そういうような実態がマーケットの状況であるということですよ。

更に、堂下先生の研究等にもありますけれども、実際に特に規模の小さい会社になってくると貸金業者だけでは足りず、親族、知人といったところも相当比率が高くなっているのではないかと考えています。今般、金利が29.2%から100万以上ですと15%という金利なので、基本的に事業者向けですと15%というのが上限になるわけですが、そうするとこの上のところはげ落ちてしまうので、ではその資金需要というのはどういうふうにだれが満たして、満たしてくれない場合にはどうなっていくのかというようなことが懸念されるわけでございます。

3ページで、我々のお客様の属性を簡単に御紹介したいと思います。事業者向けとは言いつつ、実際に契約形態はどうなっているかという左側の1の①でございますが、法人で契約をしているという方は実は構成比で見ると6.3%と一部でございますが、大宗の方が個人契約で、個人契約の中で法人の代表者が借りるケースと、法人格はなくて個人事業主の方で借りる方という区分であつて、

そういう意味では個人事業主の方が75%、全体の4分の3ということで、私ども大宗のお客様は個人事業主であるということでございます。

従業員の規模で見ても、5名以下が80%強、業種で見ると卸、小売、飲食、サービス、それほど製造業のように資金を設備投資するような業種ではないようなお客様が私どもの資金を使っていたでいます。

開業年数別に見ると、10年未満のところで見ると約40%、起業をして比較的若い会社も相当入っております。

そういったお客様がどういう形でお金を使っておられるかということをお右側の2でフローベースの直近のところの特徴をお示ししておりますが、100万から500万のところでは半分強の構成比で、期間的には1年超の長期で借りる方が多い。ただ、これはあくまでも約定ベースで、実際に長期の契約にしてほかの資金手立てがあつて短期で返す方もいらっしゃる。金利体別に見ると、15から20のところは構成比的には多いという特徴です。

ただ、右側の金額ベースで見ると、1億超で借りる方が30%超、あるいは金利体的にも5から10%で36%とございまして、この辺りはミドル層の中堅企業の方が1億超のお金を5から10%で借りるという事情もあるということでございます。

4ページで、「中小企業の負債・資本の状況」、中小企業庁の実態調査から取っております。これはいわゆる中小企業の法人ということで、私どものお客様の大宗である個人事業主は入っておりませんが、法人のバランスシートで右側はどういう構成比になっているかという分析でございます。まず全体があつて、その後で人数規模別の比率がございまして、全体として見ると100%の中で自己資本比率が28%あつて、その他が借入れ、長期、短期等々といった中で、金融機関以外からの借入れが7.5%、これは貸金業者からの借入れだけではなく、親族、知人、取引先等々いろいろあるわけでございますが、バランスシート上は約7.5%の金融機関以外の借入れで賄っておられる。

これが5人以下の小さい企業になってくると22%ということで、規模が小さいほど自己資本比率も低いですし、一方で金融機関以外の借入れの比率も高い。50人以上の企業になってくると3%ということで、中小企業、特に零細企業においては、やはり銀行以外の借入れ、ノンバンク、貸金業者を中心とする借入れに頼っている面があるということでございます。

これはあくまでも期末での調査でございますので、期中で借りる方も特に事業者の方は多くおられて、期末をまたがない期中でのつなぎ資金として使われるというものはここには入っておりません。

あとは、資本のところに至っても経営者の方、あるいは親族の方を含めてですけれども、個人で貸金業者からお金を借りて、それで出資するというケースもございまして。

次の5ページで、そのイメージを見ていただければと思います。貸金業者から純粹に借りる方もいる一方で、本人あるいは親族、知人がお借りを借りて、それを会社に経営者が貸し付ける形の方もいます。

更に、先ほど私が申し上げた資本のところにおいても、本人あるいは親族が貸金業者からお金を借りて、それを資本金という形で出資をする。そういう形で、貸金業者から資金を使っておられる

方もいるというのが現状でございます。

今般の制度変更の三法の成立による影響ということで入ってまいりたいと思います。まず、当社の与信への影響ということでございます。この制度改革の前後で私どもの成約率、あるいは貸倒率がどのように変化をしたかということをお説明したいと思います。

三法の成立は2006年12月なわけでございますが、私ども会社、企業サイドとしては当然そういったものに先立って、当時を思い出しますと、夏前くらいから金利が相当下がるのではないかとというような議論がございましたので、我々としては先回りして金利を下げたお客様の取り込みを図っていく必要が会社の経営努力としてあるわけございまして、2006年の10月から利息制限法に相当近い形の金利体系に変更して経営を行っております。

そういう中で、当然金利を下げれば我々として取れる与信、審査は厳しくせざるを得ません。そうしますと、成約率が下がっていく。こういった経営努力は、我々だけでなくほかの会社様も消費者金融の方も皆さんされるわけでございます。皆が成約率を下げますと、今まで貸金業者のお金を使っていたお客様の資金繰りが悪化して倒産などが増える。そうすると、貸倒償却率が上がる。償却率が上がると、また我々としてもリスクを絞らざるを得ない、与信を絞らざるを得ないということで、信用収縮が実際にここにありますように成約率が大幅に下がって貸倒率も上がるというスパイラルに残念ながら入っておる次第でございます。

そういう中で中小企業の経営状況はどうなっているのかということで、倒産件数を7ページで御説明したいと思っております。左側が倒産件数、全国のものでございますが、こちらを見ると金額はほぼ横ばいですが、件数が右肩上がりに上がってきている。すなわち、少額の負債の倒産が増えているということだと思っております。

これを倒産した企業の資本金別のブレイクダウンで見ていただくと非常に傾向が顕著ございまして、2006年度第1四半期、業法改正がまだ固まる前の段階を100として、その後どういう推移をそれぞれたどっているか。個人経営、1,000万未満、これの大宗は有限会社ということだと思っておりますが、1,000万円以上ということで見てみますと、個人経営のところは2006年度の第3四半期、まさにこの業法改正が成立して、それに先立って各社が与信を厳格化した。そのタイミングで一気に倍増して、その後、高水準で推移した。

1,000万未満の会社も、その後2007年度くらいから相当高水準になっている。もちろんこういった中小企業の倒産というのは原油高ですとか、建築基準法とか、いろいろな要因はあると思っておりますけれども、このタイミングで2006年度の第2四半期から第3四半期に大きな変化があったというのは、一つの貸金業法の変更が大きな要因ということが言えるのではないかと考えております。

8ページで、今度は中小企業基盤整備機構のデータで資金繰りDIでございます。これで見ただけでも、やはり2006年度の第4四半期くらいから資金繰りが右肩下がりで下がってきているということが言えるかと思っております。

9ページで資金供給者、先ほど当社が与信を厳しくして口座数が減っているという話をしましたが、ほかの業者さんはどうかということなんです。左側が貸金業者さんで、いわゆる事業者向け専業の大手の数字だけをとらえてみても、相当程度2006年度から2007年度に残高が減っているという

ことでございます。

一方、国内銀行の中小企業向け融資残高でございますと、こちらも若干の増減はあるにせよ、大幅に減少しているということではなくて、むしろ増えているときもあるということで、銀行さんのところは少なくとも 2007 年度まで見たところでは変わらない。一方、貸金業者は減っている。そういう中で中小企業の倒産が増えているということは、これは銀行の融資だけ貸し渋りがなければ済むかというところとそういう問題でもなくて、やはりマージナルなところでの貸金業者のお金で回るかどうかというところで企業の倒産につながるということが言えるのかなと、仮説でございますが、そういったことが言えるかと思えます。ですから、今回中小企業の資金繰り対策で銀行の貸し渋り云々ということ金融庁の大臣はおっしゃっていますが、そこだけで本当に足りるのかというのはあるのかと思えます。

10 ページは、直接今回の中小企業の資金繰りとは関係ございませんが、2006 年 3 月から各国の株価の推移でございます。これを見ていただくと、サブプライム云々という中ではあるんですけども、大幅にほかの先進国あるいは中国、シンガポールほかのアジアの国の対比の中でも日本だけが株価が沈んできているということで、日本の株式市場の構成を見ると約 25% を外国人が保有しておられて、売買の 40% が外国人という中で、もちろんいろいろなグローバルな要因があるにせよ、この貸金業法、その他建築基準法、金商法といった日本の政策あるいは手法、判断に対する不信感というのがあると見ると、テーマをどうするかというふうにやはり日本としては考えなくてはいかぬかと思えます。

最後に 11 ページで、ではそういう影響がいろいろ出ている中で、金利規制について今後どうすべきか。こういう中小企業の資金繰りが厳しくなっている影響が出ている中でどうすべきかというのを、あくまでも私の私案でございますが、述べさせていきたいと思います。

まず私案 1 として、ベストなアイデアとしては先ほどの林野社長の中にもありましたが、金利というのは本来マーケットで決めるべきであり、その方が使う方にとっても効用が最大化するわけでございますので、金利規制というのは撤廃していいのではないかと。一方で、必要であればそのマーケットメカニズムが適切に機能するような環境整備をするのが法律なり政府のやるべきことかと思えます。

ただ、一方でなかなか自由主義、資本主義という哲学的なところもございますので、直ちに規制撤廃ということが難しいのであれば、私案 2 といたしまして事業者向けのみ規制なしということで、こういった金利規制によって事業者の資金繰りに支障が出ていること、あるいは保護法益という観点からも事業者というのは金融知識も豊富ですし、ある種、自由な経営判断を尊重すべきである。どんなお金を借りるかも含めて経営判断を尊重すべきであることで、事業者については金利規制の適用除外としてはどうか。

これももう一つ、弊害の出ている総量規制については法令上、消費者、事業者の区別が一応なされております。ただ、個人事業者の範囲というのは相当狭いので、これではちょっと足りないかとは思っています。

あとは、中小企業等は直接関係ないんですけども、困っているのは中小企業だけではござい

せんで、やはりM&AのときのLBOファイナンス・MBOファイナンスで、メザニンのファイナンスを本当は投資家がやる場合にも15%という上限が入ってくると、なかなか彼らの期待リターンを満たすことができないので、メザニンの出し手がいなくてM&Aが実現できず、そのM&Aが停滞してしまふ。あるいは、私ども上場会社においても、やはり急な資金需要、大きな資金の返済等の中で、一方で資産の売却には時間がかかるものですから、その中で短期であればたとえ金利が高くても、それを使うというのは会社の経営判断にゆだねてもいいんじゃないかと考えております。

私案の3で、更に後退しているんですけれども、事業者向けということが広過ぎるということであれば、短期に100歩譲ってというところではあるんですが、短期については金利負担が恒常化しないわけでございますので、健全な事業者の資金繰り破綻・黒字破綻を回避する観点から、少なくとも事業者向けの短期については金利規制を外していただければありがたい。そうすることが、日本経済の活性化につながるのではないかと考えております。

以上、簡単でございますが、私からの御説明でございます。

○中条主査 ありがとうございます。それでは、続けてお願いします。

○事務局 それでは、「過払金返還請求をめぐる判決の変遷」ということで、本田様からお願いいたします。

○本田氏 本田でございます。よろしくお願いいたします。

今、ご紹介頂いたタイトルを当初予定していたのですが事務局の方からお聞きしたことも参考にして内容をアレンジしました。

まず、資料について言いますと3つレジュメを用意してまして、最初の3ページが「貸金業法の改正の影響について」というテーマです。それから、その次のレジュメが14ページからなる、「貸金業のあるべき本来の姿について」です。それからもう一つが、「最高裁43年判決と平成18年判決の誤り」というので7ページのものを用意しております。

それから、本日資料としてこれとは別に、判決の資料1が2ページ、資料2が5ページありますが、平成18年の最高裁判決の前に当社が全面勝訴したという「43条みなし弁済全面勝訴」というものが資料1の方です。最高裁判決が出た後の平成19年12月の当社に関する判決が資料2であり、これも東京高裁ですけれども、こちらで一部勝訴したという解説です。両方とも『消費者信用』という雑誌の解説文ですが、これを用意してございます。

それでは、この最初にとじてあります「貸金業法の改正の影響」に沿って、ご説明します。これは第1項が中小業者の困っていること、第2項が今後目指す方向性、第3項が過払金返還請求がいかに理不尽かということについて述べております。私の方は中小と言っても本当に小規模業者で、間もなく業をやめなければいけないという状況にある業者の意見として聞いていただきたいと思っております。

まず第1項の「中小業者が一番困っていること」ということで、1ページの①と②だけを説明させていただきます。

①は100万円以上の貸付単価の大きい事業者ローンの業者は、主に中小の事業者を対象にしているわけですが年15%に金利が下がっても生き残りの可能性があるとして、前向きな取組みをして

いる業者も何割かはおります。しかしながら、貸付単価が30～50万円以下の単価の小さい消費者金融業者は、年18%の金利では採算が取れないということで、恐らく5年先、5年以内に現在の1%も残っていないのではなかろうかと予測されます。

②は、金利が引き下げられた以上に今、困っているのは、過払金返還請求があることです。過払金返還請求が続くと予測が全くたらず、しかも法的対応がなかなかできないということです。最高裁平成18年の3判決以後の過払金返還請求運動が急進して以来、多くの業者が廃業に追い込まれております。周りを見ると、登録はしていても、実際に貸金業を行っていると思われる業者は、かなり少ないはずなのです。現実には業務を行っている業者でも8割は4条施行、すなわち最終施行までに回収も終えて廃業を考えていると思います。それから、あとの2割ぐらいが4条施行までは貸付けをする。それまでは29%という貸付利率がまだ生きておりますので、その後、回収だけを図るとというのが大体のパターンかということ、周りを見て感じております。

ただし、自己資金だけではなく、借入れを多くしている業者もいます。貸付残高が30億円とか50億円クラスで言うところの借入れをしている業者が多く、そのケースでは辞めるに辞められないということで、続けざるを得ないということをよく聞きます。そのケースは当然、早晚破産に至るのだろうと見ております。

③、④、⑤はカットさせていただきまして、次に2ページの「今後目指す方向性について」というテーマで、これは別紙の14ページのレジюмеの方なんですけれども、ここをごらんいただきたいと思っております。これも、一部分抜粋で御説明させていただきます。

2ページの一番下に(4)とあります。タイトルが「東京都の“貸金業対策課”の名称は正当か」です。東京都知事登録の場合、業者を管轄している課というのは2年ほど前から貸金業対策課という名前が変わってしまっていて、これが本当に正当な名前なんだろうかというタイトルでございます。

次のページにいきまして、5行ほど飛ばして3ページの6行目辺りから読ませていただきます。貸金業者の存在を否定する方々の意図は、貸金業者全体の排除であり、その手段としてあえて貸金業者をヤミ金と一緒にした方が、より悪いイメージをアピールしやすいと考えたようであります。日弁連のこういった先鋭的な方々が中心となり、金融庁や都庁等の連絡会議でその両者をひとくくりにして取り締まる必要があると位置付けて、“ヤミ金対策課”という名前ではなくてあえて“貸金業対策課”という名前を付けたと思われまして、現在もこれが生きております。これは、正当な名称でないことは論ずるまでもないと思っております。ヤミ金というのは、貸金業のふりをしているが、振り込め詐欺でもわかるとおり、業者とは全く関係のない極悪な犯罪グループのことでして、したがって「業界自主規制によるヤミ金排除」とか、あるいは「業界自ら浄化する義務あり」とか、そういった意見は見当違いもはなはだしいのではないかと感じております。業者は、こうした極悪な犯罪者に対しては全く無力であると思っております。

それから、ちょっと飛ばして次の4ページをお開けください。上の(2)と(3)を説明させていただきます。

第2項は、「適正貸付上限額や情報の集中化を国が行うことは、消費者の人権に反する」というタイトルですけれども、この3行目の真ん中辺りから読ませていただきます。改正法制定前に内閣府

で行われた「貸金業制度等に関する懇談会」において岩原東大教授によれば、EUの消費者信用指令では、適正貸付についての条項が議論の結果削除されたとのこと。それは、「自己管理」の権利を否定するものとして、逆に消費者団体からの批判により削除したということです。今は日本の場合、情報の集中化そして一括管理の方向にむかっていますが、統一データベースの構築についてもEUの場合は削除されている。また、適正与信の問題は事業者の自己防衛の話であって、行政がどこまで入り込むべきなのかという点で疑問を呈しておられます。EU指令では、人権上の配慮から「適正貸付」や「統一データベースの構築」等の条項が削除されていることに注目すべきではないかと思えます。

続いて、第3項の「法律で過剰貸付防止を謳っているのは日本だけ」というタイトルで説明します。日本以外の先進国と言われる国々では、現在でも個人信用情報センターの情報を過剰貸付の防止のためというネガティブな目的ではなく、経済発展のためというポジティブな目的に位置付けているはず。その点から見ても、日本ではあらゆるケースで消費者を無知な存在であり、そして教育しても一定レベルに達しないから保護しなければならないとの発想に根拠を置いているのではないかと思われ。保護を強化するという事は、一方で見ると自由を制限するということになりまして、このような考え方では他の先進国との自由社会の在り方や、経済競争に遅れを取ることは必至ではないかと思えます。経済が発展しなければ税収も減り、消費者保護や人権を守るための諸政策の費用も出てこないということで、達成が不可能になるということを示すのではないかと考えております。

続きまして、飛ばして今度は5ページをお開けください。こちらの真ん中辺りの(2)の「弱者救済のはずの判決が更に新たな弱者を生み出している」というタイトルです。先ほど林野社長も御指摘されておりましたのでちょっとダブりますが、読ませていただきます。現在の業法の立法趣旨である「43条みなし弁済を原則認める」ということを前提として業務を行ってきたほぼ全業者が否定されたことによって、大中小を問わずほぼ全業者の大半が当業界から撤退するだけでなく、多くの従業員の事実上の解雇によって、より多くの新たな弱者を生み出してしまったと思われ。事実上、解雇された社員の多くは40代、50代であり、各家庭の子どもの教育費等に一番お金がかかる年代の人たちであり、その彼らに大きな打撃を与えていると言えます。

一方で、この極端な判決によって、ほぼ濡れ手に粟式に高利益を得ているのが、同じ司法の世界の弁護士や司法書士であることにも大変矛盾を感じている次第です。

そして、また最初のレジメに戻っていただきたいと思えます。2ページの第3項の「過払金返還請求がいかにも理不尽であるかについて」を説明させていただきます。①、②は飛ばして③からご説明します。

③の上2行を飛ばして、2行目の最後の方のところから読ませていただきます。過払金返還請求そのものについては、法的に見ても到底納得できないため、これは私の考えですけれども、別紙のこの最後にとじてある「最高裁昭和43年判決と同平成18年判決の誤り」というレジメの内容を指摘して、現在も継続的に複数の件数を抱えながら、本人訴訟で争っております。当社が平成18年以前にみなし弁済について全面勝訴した例が、先ほども申し上げた別紙の1ですね。それから、18

年以後にみなし弁済については勝っていないのですけれども、一部勝訴した例として資料2を添附してございます。

資料2の方の判決については、一瞬でも空白期間ができた前と後の取引について、この判決の場合でいえば、午前中に前の取引が完済した後、午後に新たな貸付をした場合、後の取引の借入金で前の取引の元利金の弁済を行っていた事実が無いことから、これは別個の取引であるとの判示を得ています。その結果、消滅時効は別々に進行するというので、例えば10年経過した個別の取引の過払金返還請求権は消滅するとか、あるいは10年未満のものでもそれぞれ別々の過払計算となって全体の過払金合計額が減縮される趣旨の判決を得ているということです。

④では、しかしながら、特に「任意性」については以下のような理不尽さがあるにもかかわらず、任意性とか43条みなし弁済については非常に壁が厚いこと。具体的には別紙の「昭和43年判決あるいは平成18年判決の誤り」でも述べているのですが、最高裁平成2年判決では「利息制限法の制限額を超えていること、あるいは当該部分の契約が無効であることまで認識していることを要しない」という判示がされています。これを読み直すと、これは“法の不知を許さず”というふうに読めるわけでして、オーソドックスな本来の法の成り立ちの立場を支持している。要は、借り主は利息制限法を仮に知らなくても、知っていたものとして錯誤による無効はないというふうに判断していると読めます。これは、あくまでも私の感想であります。したがって、錯誤がなければ誤解することもない。厳格な論理方法（形式論理学）に従えばこの毎回支払う場合の「任意性」と期限の利益喪失に関する支払いの「任意性」は同一の法律の場合同じ意味で使われなければなりません。そういう意味でおかしいのではないかとということです。

従って、平成18年の判決では任意性についての解釈の変更と称してあえて判例変更の手続きを取らず、「誤解を与えその結果、債務者に事実上強制することになる」と判示しているのは誤った判断であると思えません。この場合、大法廷で判例変更の手続きをとっていたならば、理不尽な過払金返還請求もなかったのではないかと考えております。

このような理不尽さがあるということを説明させていただきました。以上で終わります。

○中条主査 ありがとうございます。では、次をお願いいたします。

○谷口氏 谷口でございます。お時間も御都合があるかと思しますので、簡単にポイントを説明させていただきます。

私は40年間、この消費者金融業界に専門でございましたものですから、そういう観点から資料を御用意させていただきました。今回、一言で言いますと改正貸金業法について確かに業者も打撃を受けておりますが、私の見るところ一番打撃を受けて困っておられるのは消費者だと、このような認識をしております。

1ページ目は私の独断と偏見もありますけれども、やはり今回の業法改正におきましてはこういう一つの交通整理をする方々が私はいらっしゃったのではないかと。そういう意味で、この改正につながった。この中で、それはいろいろありますけれども、一番私が残念に思うのは、我々がリボダンシンというお客様にかけておりました保険を命担保というようなことで一部の弁護士さんやマスコミが取り上げた。ただ、あれは平成9年に近畿財務局の方で許可も得ました。

といいますのは、我々の債権は、結局国税は財産を相続した人から集金しなさいということで貸し倒れで認めてくれません。私は、社員をそこに集金に行かせるとか、そういうことが非常に忍びないし、国税さんといろいろやり取りするのということ、ある生命保険会社と相談してリボダンシンというものを考えて、当然保険会社さんは大蔵の許可を得、私は近畿財務局の許可を得てやったのですが、それをやめなければならない。

ただ、何か我々が生命保険をかけて何百万という保険料を受け取って利益を上げているような報道も一部ありましたけれども、あの保険は残っている残金だけしか我々は保険会社からもらいません。だから、あれから利益が上がるとか、そういうことは一切なかったのですけれども、今回のこういう一つの改正の中でああいう取り上げられ方をして、それをやめたことによって今、大変お客様の方は困っておられるのではないかと。

次の2ページ目ですけれども、今回の業務の改正によって今どういう状況が起こっているか。私は「過剰規制」というふうに表現しておりますけれども、それによって今日、顧客側にはここに書いてあるような状況、または我々業者側にはこういう状況が起こっております。それが社会的な問題としてここに赤で囲っている4つの問題が起こっておりまして、これの一番の大きな問題として私が見ているのは、現在こういう総量規制とか、上限金利が下がったことによって与信が厳しくなっているのは今まで御発表があったとおりです。そうすると、そこからこぼれた人たちは保険証と免許証の生年月日の改ざんがものすごく多くなってきております。顧客サイドは当然、情報センターに生年月日で登録されていますから、それをクリアするために改ざんをしているということが起こっております。

1、2、3のようなことは皆さん御存じのとおりでして、この業法の改正によって利益を享受するものは、ここでちょっと修正していただきたいのは、一部弁護士、司法書士は利払い、利息払いバブルとなっていますが、これは過払いバブルということで修正をお願いいたします。こういうことが現在行われておりまして、別紙資料1、2、3の辺りは説明を省きますけれども、要するにこういう形で顧客サイドも非常に困っておられるというのが実情で、そして困った方は新たな犯罪、生年月日の改ざんをされているということがあります。だから、こういうことで下にまとめております。

次の3ページが、今の市場動向といたしましては、法改正前までの私どもの消費者金融のマーケットでお客様に対応していたものがこの左側の方です。ここで金利規制と総量規制が入ることによって、我々の今まで融資可能だったお客様が融資できなくなっております。今後のこのお客様たちをどうするのかということについては、何ら手当てがされておられません。恐らくこのお客様はヤミ金へいくんだろうと思います。その辺のことも若干、後で触れております。そういう意味では、市場規模が縮小というのは先ほど来、御発表の方々が皆さんおっしゃっておりますが、ただ、こういう形で今まで融資が受けられていたのに受けられないというお客様に対してどういうことを考えていかなければいかぬのかということが、一つの今後の課題ではないかと認識をいたしております。

4ページ目です。今までのマーケットというのは、私は消費者と業界がこういう形でピラミッドでそれぞれそれなりに必要なところに対して業者側としても提供できていた。また、ユーザー側と

しても必要な銀行なりクレジットなり信販、いろいろなところと一つの関係が保てて非常にうまくいっていた。ただ、出資法と利息制限法の問題というものはあったとは思いますが、それによってお客様と業者側の関係は非常に有効に機能していたと思います。その業界側のピラミッドが今回の改正行政でつぶされた。平らにされたということですね。

ある代議士さんは、ふたこぶラクダというようなことをおっしゃっている方もいらっしゃいますけれども、私はそうではないと思います。有効に機能していた組織をつぶしてしまったというのが今回の業法の一つの改正で、その影響を受けているのは業者でもありますが、当然お客様が一番それを受けておられる。ということは、恐らく先ほど説明しましたが、今まで利用できていたお客様が利用できなくなる。それが多重債務者を減らす一つの政策だと言われれば一言もごさいませんが、本当にそれで消費者のそういうものが満足されるのか。または、そういう機能をしていくのかということをごさいます。

次の5ページ目ですが、改正法による信用収縮のドミノ倒しが今、起こっております。これは上限金利の引下げ、リスクを低く抑えるために与信基準の厳格化、信用収縮、借りられない人たちが増える。こういう人たちに対して、今後どういうふうな対応をするべきなのか。我々業者側としても対応を考えなければなりません、これは今回の業法の中でやはり多重債務者、弱者を救うというふうなことから考えて、もっと違った観点からお考えいただく必要があるのかなと、このような気がいたしております。

次ですが、今、弁護士さんや司法書士さんがいろいろな形で債務整理をされております。特に過払金返還請求を主にやっておられますが、それについては過払金返還請求に対してカウンセリングとか、そういうものは全部手数料稼ぎ、その辺のことは広告とか別紙資料で付けておりますけれども、今の弁護士、司法書士は多重債務者、またはこういう不幸に陥った人たちを救うという気は毛頭ありません。自分たちの手数料だけを稼ごうということに徹底しているというのが実情ではないか。

そうすると、やはりこういう事前と事後と、事中については当然業者が、これは以前アメリカのワコビア銀行がパーソナルバンカーというシステムを持っておりまして、私はそれを昭和60年にアメリカで勉強しましてパーソナルカウンセラーというものを取り入れましたところ、その当時の実績としては大手より貸し倒れが私のいたところは少なかった。ということは、トラブルが少ない。

そういう意味で、事前と事後のカウンセリングについては公的機関が、やはりイギリスなどは先般新聞報道で見ますと小学生に47億の経費を付けて金銭の教育をするとか、そういうニュースも出ておりました。

次に7ページ目ですが、私が今、所属しているステーションファイナンスの去年1年間のデータを集めましたところ、弁護士さんや司法書士のところへ破産と過払金返還請求がいくわけですが、その方の中でAルートというのは即利息返還をして破産へいくいき方です。Bルートは、破産をしないで過払金返還だけをして過払金を受け取っているお客さんです。こういうお客さんを、例えばBルートの場合、任意の破産となる。だから、一たん過払いを受け取って和解をするけれども、いづれまた破産をする状態になっているということです。そうすると、ここで過払金返還請求を受け

るときに弁護士さんに手数料を払い、破産のときにまた手数料を払い、二重の手数を払っているというのがこの一つのチャートでして、Aルートは当初から破産手続きに入っております。

ところが、この中で破産をした人の中から後から利息返還請求も発生している。こういうことが今の私が知る限り、弁護士さんの間でどういうふうになっているのか。その辺の数字を少しまとめたのが、下に注釈を付けておりますのでまたごらんいただきたいと思います。

次の8ページ目が、「個人は再生に向かっているか」という観点から見ましたところ、事故内容というのは全情連の事故の報告の内容です。ここに書いてある契約見直しというのが過払いで返還請求した人です。次は破産を申し立てた人、民事再生、すべて法的手続をして今までに債務整理をした人たちが現在これだけ借りにきています。借入れの申込みに来られているということです。

当社ですと、この契約見直しで過払返還請求をしたお客様が去年の9月は50件申込みがありました。断っております。しかし、それが今年5月では360件に増えています。だから、今いろいろな弁護士さんや司法書士さんがやっている債務整理は何も消費者のためになっていない。こういうふうには思っております。逆に、そういう意味ではこの消費者の人たちは借りるところもなくなった。債務整理もできない。そういうことで、ヤミ金へいってしまうというパターンになっているように私は思われてなりません。そういう意味で、それ以外に与信が厳しくなったということで自社与信でこれだけ断っておりますので、現在この上の今までに事故が発生した人の原因で断った方がこの9か月間で1万9,437、そして我々が与信基準を厳しくしたことによって断った方が12万7,782、トータル14万7,000人の方を断っております。こういう方は、今後の以後の資金需要に対して、恐らくヤミ金以外は役に立ってもらえないだろうと私は思っております。この事故の内容の特徴とか、そういうものについては次の9ページで解説しておりますのでお目通しいただきたいと思います。

債務整理の実態といたしましてはここにまとめておりますけれども、弁護士さんや司法書士さんの手間暇は全然かかりません。すべて我々が履歴を出しております。今、厚生年金は、この履歴の証明は個人がしろと政府はおっしゃっておりますけれども、我々の業界は当社でも昭和53年の返還請求がありました。30年前のものです。そういう証明は我々がしなければいけないんですね。そして、弁護士さんのところにそれを出して、弁護士さんはそれを18に置き換えて、そしてあとは請求書を出すだけと、これが今の実態です。ただ、手数料はかなり取っておられます。

やはり今後、私たちがこういう人たちを何とかしていかなければいかぬということで、金融関係の人間から見たときの提言と申しますか、提案と申しますか、こういうカウンセリングでなぜこうなったのか。金銭カウンセリング、または精神的なケアとか、そういう原因を追究して二度とそういうふうにならないようにする。アメリカはこれがずっと進んでおります。森まさこさんなどは、アメリカへ行かれてそれを聞いておられる。私たちが行った明るる日に行っておられます。

そういう意味ではこういうところをしないと、次の12、13ページではこういう問題が発生してきている。

そして15ページです。といいますのは、私どものこの業界は昭和58年に貸金業法が規制されて発令されたときに、やはり倒産の危機に面しております。なぜそうなったかという、そのときの

大蔵の銀行局長通達で、銀行の方へ消費者金融への融資は慎重にしろというふうな通達が出た。その当時の慎重にしろは、するなというふうに銀行さんは理解をしている。

ところが、それではいかぬということで、その当時の竹下登さんが一応こういう発言をして、そして何とか乗り越えたという歴史がございます。このときに、日本の企業が11社くらい倒産しております。

それで、最後のページは今までの消費者金融業界がどういう構造で利益が上がっていったか。経営が成り立っていたかということのポイント的にまとめさせていただきました。

そういう意味で、私は今後こういう方々に立ち直っていただくとすると、やはりカウンセリングというふうなところへ何らかの形のシステムを構築しないと、いつまでたってもイタチごっこで追いかけて終わってしまうのではないかと思います。

○中条主査 ありがとうございます。

それでは、皆さんから御質問等をよろしくお願いします。

○福井委員 林野さんからも野尻さんからもあったのですが、今回の法改正の影響として、個人消費者であれば個人資金需要が法改正の影響で達成できなくなったために何らかの不利益を得た人たちとか、事業者であれば貸出しを受けることができなくなったために例えば倒産したとか、事業に多大な損失が発生したとか、そういう因果関係というんでしょうか、なかなかこれは難しいと思うんですけども、法改正の影響による何らかの社会的不利益の代替指標的なものについて、具体的にどういうふうに把握されておられますか。

さっき野尻さんから、倒産が非常に増えているというお話がありましたが、この原因としてやはり法改正の影響が非常に大きいとごらんになられますか。

○野尻氏 私どもはそういうふうに考えております。いろいろと中小企業の経営が苦しい理由として、いわば原料の問題とか、あるいは建築基準法の問題があるんですけども、当然複合的な要因だと思っておりますが、やはりタイミング的に2006年の第3四半期ではねているというのは、建築基準法とか、原料云々であればもう少し後のタイミングではね上がったのかなと思っております、私どもの見ている範囲では、こういった法改正によって各社が与信を厳格化せざるを得なかった。そういったことが、中小企業の方々の資金繰りを大きく損なってしまったのではないかと考えております。

○福井委員 成約率も、2003年は4割くらいだったのが2007年で15%程度とかなり激減していますが、この減った分といいますか、同じ人たちではないので比べにくいかもしれませんが、前は成約に至ったであろう人を審査ではねることが増えているという理解でよろしいのですか。

○野尻氏 おっしゃるとおりです。審査基準を厳格化しておりますので。

○福井委員 審査基準の厳格化で、前は貸せていたんだけど、法改正後の審査基準の厳格化によって貸しにくくなった人たちというのは特にどういう類型だと把握しておられますか。

○野尻氏 やはりトラックレコードがない方というか、ある程度会社として過去の実績がある方についてはできるんですけども、創業して間もないとか、そういう方はトラックレコードはないが、我々としてこの20%の金利であれば貸せるかなというお客様は、過去のトラックレコードがない方

についてはそういったところで、我々としていろいろな資金計画とか収益計画をディスカウントして見ざるを得ません。そうすると、やはりそういう方が我々の与信からはね落ちてしまうということです。

○福井委員 過払金返還請求をした人たちというのは入ってこないんですか。

○野尻氏 過払金返還請求の方は当然我々としては与信できないので、それにプラスです。それも含まれております。

○福井委員 林野さんの方は消費者向けが多いわけでございますか。

○林野氏 そうですね。ただ、先ほど野尻さんのところでありましたように、法人と言っても個人なんです。本当の法人でやっているのは6%くらいしかあのデータではなかったですから、残りは個人に関する融資です。

○福井委員 実際は個人融資ということでお貸しになっている分が事業にいつている実態がかなりの程度あるだろうとごらんになられているわけですね。

○林野氏 はい。したがって、その区分けができないということですから、多分貸すときは法人よりは個人の方が貸しやすいわけですね。

○福井委員 成約率は、やはりシーズンでも下がっている感じですか。

○林野氏 私どもは余り下がってはいないんですけれども、利用者が使わなくなっているという要素もございます。

○福井委員 それは借りにこないということですか。

○林野氏 そうですね。私どもは、小売りの店頭でカード開拓をしている部分が多いものですから。

それでもさっきありましたように今、一番新しいデータは5月でしょうか。カードキャッシングというのが85ですから、前年比で15%落ちているということですね。それで、その前の年も92くらいですから、大体10%くらい落ちていたんですけれども、ここへきて15%くらい落ちるようになってきたので。

○福井委員 カードの利用自体が落ちている。

○林野氏 カードの利用といいますか、カードのキャッシングですね。

○福井委員 キャッシングによる利用が落ちているということですか。

○林野氏 はい。したがって、使わなくなっているということです。

○福井委員 カードローンの場合も、審査というものはあるんですか。

○林野氏 もちろんありますけれども。

○福井委員 カードを持っている人が今回幾らカードを使って借りたいというときに、個別審査などは。

○林野氏 それはないです。既に渡してあるカードですから、それを縮小したりするということについてはですね。

○福井委員 そのカード審査自体が厳しくなったというようなことはあるんですか。

○林野氏 それは、少しずつやっているとします。

○福井委員 入会のときのカードキャッシングの資格審査は前より厳しくなっているということでは

すか。

○林野氏 私どもカード会社としては店頭で開拓している比率が大変高いものですから、それほど変化は起こっていないんです。

ただ、全体で見ますと店頭で開拓しているカードの比率というのはそれほど高いものではないのですが、最近ウェブを使いますと今度は手当たり次第に申し込みますから、多分その比率が10%くらいになっていると思います。これは先ほど言われたような重複申込みということもありますし、出してもらえばもうけものみみたいな部分もありますので、大変却下率が高くなっている。したがって、相対的に却下率が上向いているというのは、ウェブによる影響というのがかかなり高い。

○福井主査 結果として、やはり消費者で与信を受けられる人は減っているというのは間違いなわけですね。

○林野氏 それは、完全に承認率が急速に低下していると思います。

○福井委員 それから、野尻さんのさっきの私案の3で事業者向けの短期融資の適用除外という御提案なのですが、これは短期か長期かのところで短期を繰り返して借り換えるようなケースはどちらに入るんですか。

○野尻氏 基本的には短期で1年ということで、例えば我々としては1年貸して、そこからロールオーバーしないで、もしその方がうちから次に借りないで林野社長のところに行って、それはそれで彼らの経営判断なので、それはよろしいかと、同じ業者が平均……。

○福井委員 同じ業者で、例えば10か月を2回繰り返したら、それは長期になるんですか。

○野尻氏 そういうことにしないと、なかなか難しいと思います。あくまでも私案3は最も私どもとして譲ったというか、厳格なところなので、同じ業者から繰り返しロールするかどうかも経営判断です。我々が銀行などから借りているとき、短期のものをロールするというのは当然のことで、逆にそこでロールできないと言われると慌てて金策に走るという状況でございます。

○堂下参考人 多分、野尻さんの考え方としては、12か月返済も13か月返済も実質的に同じですから、むしろリボでなくて分割払いにすればいいことですね。証書貸付というんでしょうか。

○野尻氏 証書というか、返済は一括でもいいと思うんです。私も、この会社は上場会社で資金調達していろいろな形でお金を借りていまして、やはり一括で月々の返済がない方がやりやすいときもありますので。

○堂下参考人 要点はリボでなくて証書貸付であれば、金利規制を緩めた契約も認めて良いということですね。

○野尻氏 証書で一回一回の形で、ある種のCPみたいなものです。

○中条主査 短期の場合を除くというのは、要するに妥協としておっしゃっているということですね。

○福井委員 望ましいという趣旨ではないんですね。

○野尻氏 ベストは林野社長もおっしゃるように、やはり金利に対して規制をかけるということ自体どうか。業者はともかくとして、お客様のためにならないし、そういう規制をすることが外国の投資家の方から見てどう映るかというのは大きいと思います。

○福井委員 先般、宇都宮先生にここへおいでいただいているいろいろお話を伺いましたが、やはり28%や29%でまともに借りて返せるわけではないので、そういう金利で借りること自体がおかしな金の借り方だから、撲滅されたのは非常に望ましいことだ。あるいは、事業者でもそれくらいの金利で借りて健全な経営を営める人はいない、という御主張だったんですけども、いかがですか。

○野尻氏 そこまで宇都宮先生のおっしゃっているほど、日本の中小企業の経営者は浅はかではない。やはり先ほどのデータのようにいろいろな調達を駆使しながら経営を成り立たせて、その従業員の方々に給料をお支払いしてやっておられるわけでごさいます、では今、倒産している会社はもともとつぶれるべきゾンビ企業かということになってしまっていて、それを決めるのは弁護士の先生ではなくて、その方々の経営判断というのは尊重してやっていくべきかと思います。

○福井委員 それから、本田さんの方でクレジットヒストリーのことを強調なさっている部分なんですけれども、現在は過去の返済履歴ですとか、あるいは一種のブラック情報のようなものは、どういう範囲で共有できているのでしょうか。これは、ほかの皆さんにも共通かもしれませんけれども。

○本田氏 たまたま私は情報センターの役員もやっているので、例えば3ヶ月以上の延滞が起こって後、延滞が解消したら、1年でその情報は消えます。解消されるんです。

一方、例えば破産の場合は10年間です。それから、通常の弁護士さんが入ってなされる債務整理の場合は発生日から5年間です。

○福井委員 例えば、本田さんのところで借りた方が破産したとか、あるいは延滞の状態が続いているという情報は、信用情報機関に登録した場合、どの範囲の人が見られるわけでしょうか。

○本田氏 全会員業者です。業者が情報センターに照会をすればそれらの情報が回答されます。

○福井委員 その情報センターというのはどういう人たちなんですか。

○本田氏 貸金業者の中で、事業者ローンの業者もあれば消費者ローンの業者もいます。

○福井委員 それを全部カバーしているんですか。合法的な業者さんの間では完全に。

○本田氏 今、私が属している個人信用情報センターは消費者個人についてのものです。しかし、個人と言っても先ほどお話がありましたけれども、法人で借りている場合でも代表者自身が連帯保証しているケースが多く、その場合の連帯保証人は個人信用情報として登録されます。

○福井委員 要するに、カバー率というんでしょうか、ヤミ金を除くと合法的な貸金業者の残高の何%くらいをカバーしたものになりますか。

○本田氏 恐らく貸付残高率でいえば99%はカバーしていると思います。

○福井委員 それは、当初本人が借りるときに、あなたの情報について延滞履歴等について信用情報機関に登録して開示されることに合意しますという契約の下にされているわけですね。

○本田氏 はい。業者間で情報の交換をすることについてはすべて承諾書を得ています。

○福井委員 さっき、個人情報の問題がネックになりかねないということでしたが、そこはどのような関係があるのでしょうか。要するに、本人が納得していれば個人情報の保護の問題にならないんじゃないですか。本人の意思表示で、私の延滞情報なりは関連業者さんが共有して結構ですという約束がある限りでは、個人情報保護法の問題にならないんじゃないですか。

- 本田氏 保護法の問題を今おっしゃったのでしょうか。
- 福井委員 さっきどなたかのところに……。
- 堂下参考人 EU指令の話ですね。
- 福井委員 どこでしたか。どなたかがおっしゃいましたね。
- 本田氏 私が申し上げたのは、「貸金業のあるべき本来の姿について」というレジュメの4ページの上の(2)番で岩原東大教授がおっしゃったEU指令の話で、これはEUでは逆にこういうデータを1箇所に集中して個人情報管理されそして照会されることが自己管理の権利という人権に反しているのではないかと。多分そういう主張ではないかと思うんですけども、もう一方の適正与信に関してはわかりやすいことですが、例えば国家が統一データベースに基づいて一律に貸付借入れ基準を設けるのも適切ではなく、業者の自己防衛の問題であるとの主張だと思います。
- 福井委員 国がやるのには反対されているんですね。
- 本田氏 そうです。そういう意味でのご主張だと思います。
- 福井委員 むしろ13ページの方です。13ページの(2)で、現行の個人情報保護法は“ワル”が一番得をして、普通の人や社会が損をしているというくだりです。日本が、当業界の情報センターの情報は、本人以外が見ることができないことになっているというのが問題だと。
- 本田氏 私も直近のアメリカの情報は今、調べていないのでわからないんですけども、ついこの間までに限定して言えば、アメリカなどでは就職情報としてもその情報を買うことが出来たはずで。これは谷口社長がお詳しいとは思いますが、日本だけが消費者ローンのクレジットヒストリーをマイナスに見ていますから、ローンに関する情報を第三者に見てほしくないということだと思います。
- 福井委員 貸金とクレジットは別、電話料未納は別、家賃の滞納は別。要するに貸金業界では99%共有できているけれども、例えばこれは銀行とも共有はできていないんですか。
- 本田氏 銀行とは、現在ブラック情報のみの交流でありホワイト交流は行っておりません。
- 福井委員 それは、本人の借入者が別に何に使ってもいいというふうに契約したのならば何に使ってもいいということにはならないんですか。
- 本田氏 いいと思うのですが銀行との間では今はホワイト情報の交流は行っておりません。事故を起こした情報だけ見ることが出来るという交流の仕方をしているわけです。
- 福井委員 それはそれで支障はないわけでしょう。ホワイトの人は別に興味がありませんから。
- 本田氏 ただ、こういう個人情報保護法ができると一般的にいつても何でもかんでもとにかく第三者に見せないというのが非常に浸透していますので。
- 福井委員 ですので、それは本人に合意してもらっておけばいいだけではないんですか、というのが私の質問のポイントなんです。

要するに、電話料未納とか家賃まで混ぜるかどうかはともかくとしても、貸金業者に借入れに来た人が、私の延滞情報は関連の債権債務を発生させるように、電話にしても、ガスにしても、あるいはクレジットにしても、関連業界で共有していただいて結構です、というのは民法90条に反するわけではないんじゃないでしょうかということなんです。そうすれば、問題なくなるんじゃないで

すか。

個人情報保護法というのは、本人の同意がない場合の他人の閲覧権の制限ですよ。合意があれば、契約になっていれば、それは共有できるという理解で、私の理解が間違っているのかどうかということをお聞きしたいんです。

○本田氏 私がここで申し上げたかったのは、日本は余りにも貸金のデータだけに限定して、それ以外はほかの第三者が見られない。アメリカ辺りでは、例えば第三者も見ることが出来るわけです。日本では何故出来ないのかと思います。

○福井委員 今、貸金は少なくとも共有できるとすると……。

○本田氏 貸金だけに限定すれば情報センターの全業者間でのみ共有しているといえます。

○福井委員 そうすると、その前のクレジットヒストリーを大事にするシステムにしたら安易な弁済不履行がなくなるという7ページ辺りの御提言なんですけれども、これもなるほどと思うんですが、今そういう意味では共有できているわけですから、過去に事故を起こした人は非常に借りにくくなっているんじゃないですか。

○本田氏 今はかなり改善されています。例えばクレジットも貸金も信用情報を交流しており、ホワイト情報に関しては一切知ることは出来ないものの事故情報は共有しているわけです。

○福井委員 逆に言えば、業界で連携をとられて危なそうな方について、もっと毅然とした措置をとられればまさに御提案のような方向に行くということですね。

○本田氏 今後はクレジットだけではなくて、例えば13ページの(2)書いてあるように家賃とか、こういうものを全部一緒にしてしまうと、なお相乗効果が上がり、クレジットヒストリーの価値が上がっていくはずですが。但し、個人情報保護法の観点からすれば大きな壁があるわけですが。

○福井委員 ですから、本人が合意していれば反しないでしょう。

○本田氏 現状ではそこまでは無理のようです。

○福井委員 合意しない人には貸さないというぐらいのことを業界で申し合わされれば、もっとある意味では担保がとれるように、事実上の担保力が高まりますね。

○本田氏 貸金業界と、例えば電話料金あるいは家賃とか、そういう業界と共有するという事はまず日本の今の状況では無理でしょう。余りにも借入金そのものをマイナス情報としてとらえていますので、そういう認識が大きな壁となり国家的にみて大きな損失につながるのではないかということです。アメリカでは逆にそのような壁が小さいはずですが。

○福井委員 ですけども、御主張はそういうことをした方がいいということでしょう。

○本田氏 そうです。

○福井委員 そうであれば、それは業界間で連携されて個人情報保護法を改正しなくても大丈夫では。これを改正するのは至難の技です。本人の同意がなくても見られるようにしろというのはなかなか難しいですから。

でも、合意しなければお金を借りられない。合意しなければ賃貸住宅に入居できないというふうになれば、ちゃんと返す気のある人は合意しますね。それだけのことですねという確認をしたかどうかだけです。

- 本田氏 御指摘の意味は、法律は改正しなくても可能性はあるということですね。
- 福井委員 業界で連携されれば、そういう危ない状況はなくなって、もっと自己責任のモラルは確立するでしょうということです。
- 本田氏 はい。そういう状況が醸成されていけば達成できるかもしれません。
- 谷口氏 今、情報センターは日本には消費者金融業界の全情連というものがあります。それで信販、クレジットのC I C、銀行協会、3つになっております。だから、これの今おっしゃっているホワイト交流はされていません。ところが、今回の総量規制を厳密にやるためには絶対これが必要なんです。そういう意味では今、金融庁の方から指定情報機関ということでいろいろと情報機関には働きかけがあります。
- 福井委員 指定というのは何ですか。
- 谷口氏 金融庁が指定をするということです。
- 福井委員 民間で勝手にやればいいんじゃないですか。国が国営でやる必然性はないですね。
- 谷口氏 日本貸金業協会と同じ位置付けです。
- 福井委員 今はそうなっているわけですか。
- 谷口氏 今はそうではありません。
- 野尻氏 今回の制度変更で、そういうものが盛り込まれるんです。
- 福井委員 それは法令上、何か信用情報機関について国家管理みたいなものが入ったんですか。
- 堂下参考人 貸金業者は政府が指定した信用情報機関の会員にならなければならないということです。
- 林野氏 今は、そういう意味でブラックだけはC I Cと銀行協会と交流されていますけれども、ホワイト交流はされていません。
- 福井委員 国家管理の是非はさて置くとすれば、今度は少なくとも一元管理できるようになるんですね。
- 谷口氏 そうことです。それは、今回の業法の中にも盛り込まれているので。
- 福井委員 そこは皆様方は反対ではないわけですか。その限りでは、だれがやるかはさて置くとすればですね。だれがやるかはかなり重大な問題があると思うんですけれども。
- 谷口氏 そうですね。
- 林野氏 私の配布させていただきました資料3の1ページ目に書いてあるんです。2009年6月指定信用情報機関制度というものが来年の6月に成立することになっていまして、これがそうです。
- 福井委員 それから、過払いの返還についてどこかで切るべきではないかという複数の御意見があったと思うんですけれども、これは今の最高裁解釈は旧法下のものですね。みなし弁済を貸金業について認めた法令の解釈として出ていますね。ですので、法解釈を最高裁が示したとなると、そのときに存在していたみなし弁済の法令が有効であった期間に借りたお金についてのいわば国家としての最終意思が解釈に反映したということになるので、その解釈自体を変えるのはなかなか厳しいですね。そこは何か法技術的に御提案がありますか。
- というのは、将来にさかのぼって立法するのはもちろんできますが、ある一定期間有効に存在し

ていた法令の国における最終的唯一の解釈確定権者は最高裁なので、私もこの最高裁解釈はむちゃくちゃだと思います。論外の解釈だとは思いますが、一応最高裁が宣言してしまったので国家意思として確定しているわけですね。それを後で解釈変更を立法でやることはできるんですか。安念先生、どうでしたか。

○安念委員 それはもちろんですよ。

○福井委員 最高裁の解釈は間違いだから、正しい法解釈をもう一回立法で示す。それならばいいですね。あの読み方がそうだったということを変えることはできないし、最高裁のその法令の解釈は変えることはできないけれども、法令の解釈をもう一回やり直す立法はできるということですか。

○安念委員 もちろんできます。

○福井委員 それならば、それは意味がありますね。要するに、任意性の解釈ですね。任意性の解釈というのは、詐欺とか脅迫がなければそれが任意とする。事実上、強制されたかどうかなどというわけのわからない基準を使って任意性を判断してはいかぬ、という補足的な解釈立法をすれば、かなり意味がありますね。

○谷口氏 今回の最高裁の判決は、その期限の利益の消失が契約書にあるから、これは任意性ではないという判断をしているわけです。

○福井委員 それは、予想もしなかった拡大解釈ですね。

○谷口氏 それは当たり前で、我々からしたらやはりリスクヘッジというか、そういう意味からするとそれは当然で、これは恐らくどこの契約書にも入っていると思うんです。

○福井委員 期限よりも前に返すというのは当たりのことですから。

○谷口氏 もう一つは、商法上で我々の帳簿の保管期限は10年なんです。例えば領収書とか、要するにその保管をする義務が商法上は10年なんです。そういう意味ではそういう形で……。

○福井委員 期限は短くできますか。さかのぼって期限を短くするというのは、これはまたちょっと厳しいですかね。

○安念委員 それはなかなか難しいでしょうね。権利者の権利を事後的に少なくすることになりますからね。

○本田氏 小林節慶応大学教授という方がいらっしゃいますけれども、あの方が主張している1つは、過払金返還を認めない趣旨の法律を立法できるのではないかという言い方をされているんです。そういうことができるのであれば混乱防止のため、要は大変な経済混乱をもたらしている元凶ですから、そういうことの検討をお願いできないものかと考えます。

○福井委員 心としてはわかりますが、その場合は発生していた権利の無補償の収用みたいな立法になるので、これも期限を短くするのと一緒に、その趣旨はそのとおりでありますが、結構法的には関門は難しいところがあるわけですね。

それよりは、任意性の解釈をやり直すとかの方が素直ではないですか。むしろ任意について期限の利益の損失がどうのこうのなどというわけのわからない解釈を取らないような立法ですね。最高裁の解釈は法令を前提にして決めるわけですから、法令で補足的な解釈をするというのはよくある

話なんです。行政事件訴訟法などの原告適格も、実はそういうふうにして事実上変わったんです。最高裁が狭めていたのを広げたという法改正を数年前にやっていますから、その任意性の解釈はこうなんだというのはあるかもしれません。

ただ、それはそうなんですけれども、過払金はもちろんお困りなのはわかるんですが、先々に向かって非常に大きいのは総量規制と金利ですね。要するに、これが残っている限りは一時期の過払金のラッシュは防いでも、先々こういう金融市場というのは成り立たなくなるというところが一番大きな問題意識でいらっしゃいますね。

○林野氏 それは間違いないですからね。今後金利が上がっていきますから成立しない。

○福井委員 御主張の業界がどうこうというよりは、それで消費者が借りられなくなっているじゃないかということも見ておられるわけですね。

○谷口氏 その総量規制とおっしゃっている2つで、消費者がこれからもっともっと困るということです。

○福井委員 そう言えば、カウンセリングについて谷口さんの方からお話があったんですが、カウンセリングは要るんですか。何で業界が、あるいは国家がやらないといけないんですか。借りなくて、あるいは借りても返せていて、カウンセリングの必要なんかない人は大勢世の中にいるわけですよ。その人たちの事実上の負担でなぜカウンセリングが必要なほど借りまくって首が回らなくなる人たちの救済資金を出さねばならないのかという点は、疑問なんですけれども。

○中条主査 それは、業界としてやらなければいけないという話ではなくて、業界としてビジネスをやっていく上での一つのやり方ですよ。

○安念委員 私もそう思います。それは、国家が業界にやれなどということは全くナンセンスだけれども、業界としてのレピュテーションを高めたり、消費者が立ち直ってくれば商売としても長い目で見れば得だというならば、それはなされればいいと思うんです。

○福井委員 それはありますね。でも、それは国が指図する話ではなくて、要するにカウンセリングで立ち直ってくれる人が将来もっといいお客さんになって、本人も業界もハッピーであれば放っておいてもそういう方にカウンセリングをやるはずでしょう。その限りでいいんじゃないかということになりませんか。

要するに、カウンセリングがどうのこうのというよりも、本当に首が回らなくなった人には破産制度があるわけですから。それを使いたくない人は何とか自分で頑張って返せばいいし、いざというときにはセーフティネットで破産制度とか生活保護があるわけですから、その段階でそちらにいていただく。逆に、それにいくことが嫌な人たちのために立ち直りの策をいわば自主的に構築するのが得だと思えばカウンセリング市場が発達するというだけのことで、カウンセリングの公的機関とか公的資金がなければならぬというのは、また別の意味での妙な国家介入を広げることになりかねないような気がするんです。

○谷口氏 だから、アメリカはこのカウンセリングは皆NPOなんです。

○福井委員 NPOが税金を使わないで勝手にやってもらう分にはいいです。でも、納税者のお金を使わないこととすべきという考え方があります。

○堂下参考人 谷口さんの発言の趣旨としては、当時の金融庁における貸金業を巡る懇談会において、金利を引き下げる代替の処置としてセーフティネットが必要だ、それにカウンセリングも必要だ、とは言いつつも、結局、公的機関では実質的に何もやっていないということですね。

○谷口氏 やはりそういう意味では司法の窓口とか、そういうところで何か開業したとかという話は聞きますけれども、実際にそれがそういう困った人たちの相談に乗っているか。先生のおっしゃるように、我々がやる。

ところが、ここで常に弁護士さんは弁護士法を持ち出すわけです。我々がそれをやるとしたらそれは弁護士法違反だと、ここへ引っ掛けられるわけです。

○福井委員 カウンセリングは法的論争の処理じゃないですから、弁護士法 72 条の問題にはならないでしょう。堂々とやられればいいです。違法だとするそういう 72 条解釈は間違っていると思います。

○本田氏 債務整理の段階までやると、日本の場合は弁護士法が絡んできます。一方、アメリカの場合はそれをほとんど今おっしゃったようにボランティア的にやっていますので、収入で言うると日本では 5 万とか 10 万とか、そのくらいの一種のボランティア的な費用で行っており、一般に債務整理については何も弁護士じゃなくてもそういう安い費用でより多く対応できるということだと思います。

○福井委員 安いか高いかだけではなくて、日本のように弁護士だけしかそういう仕事ができないというのを主張する国はまれです。イギリスなどは金を取って法律相談をするのは自由ですから、弁護士以外にも自由にできるわけです。日本は、そこも特殊な規律です。

○本田氏 アメリカではそういう団体が貸金業のイメージアップも含めてそういうボランティアを置いて債務整理計画まで立てています。それにより例えば今まで日本の裁判所で行われてきた貸金整理事件の 7 割くらいはそこですべてこなしていると聞いています。

○福井委員 それは、ビジネスのために意味があると思われるのであれば業界で音頭を取られてやるのも、それはそれで自由だと思いますけれども、ただ、それは国に言われてやるべきものではないと思います。

○本田氏 それは国家が入るといろいろややこしくなったり、お金がかかったりしますから、本来は実質的に合理的な費用で業界等が自主的にやるべきものと考えます。

○福井委員 あとは、カウンセリングの感想なんですけれども、カウンセリングの背景にある精神的な問題とかいろいろな個人的事情というのはあるかもしれないが、それ以前に多分借りて返せなくなって相談に訪れる悪循環というのは、例えば過払金返還請求にしてもそうなんですけれども、借りまくってもどこかで助けてくれるという仕組みがあつたら余計に直りませんね。モラルハザードが起きる。そこがやはり根源じゃないですか。耳をそろえて返さないといけないというときに、やはりむちゃな借り方はしなくなるというのが前提で、ニワトリ、卵が逆転しているという印象を受けますけれども。

○谷口氏 だから、今回の改正のときに政府が弱者救済、多重債務者を減らす。それにしても弁護士と司法書士さんの手数料だけは全然何のあれもなく野放しで、そういう困った人たちからみかじ

め料ではないですけれども、手数料を取って、それが法的には何のあれもない。そのお客さんはまた後で借りに回っているという先ほど私のお示ししたデータで、それで本当にいいんですかと。私もこの業界に長年いてお世話になった人間として、人間的に本当にこれでいいんだろうかということで、アメリカなどは例えば破産する人は週に2回カウンセリングを受けなさいとか、そういうものがあるらしいです。

日本はそういうふうなものが何もシステム的にない。だけど、それを民間でつくるということになると大変な労力と、なかなか許可が得られないだろうとは思っていますので。

○福井委員 カウンセリングでそんなに人間のメンタリティは変わりますか。そこはある程度医学的な問題じゃないかという気もしますが。

○中条主査 カウンセリングというのは医学的な問題だから。

○谷口氏 カウンセリングをアメリカでやっているのは、行き詰まって債務計画で4、5年計画しますね。圧縮しまして、例えば元金を半分にしてあげるとか、人によってそういうことを加えて皆さんの貸金業会社の了解を得てつくります。それで、3年とか4年とかかかるとすると、返すまでの間はもう借りられないわけです。それが一つの学習期間になっている。それを超えた後、ちゃんと戻りたいという人はむちゃな借り方をしなくなるだろう。それを繰り返すと。

○福井委員 そのカウンセリングの効果というのは、社会生活が不便になるとか、パニッシュメントの方でしょう。そちらの方がよほど効くんじゃないかという気がします。

○中条主査 それもちろんあるけれども、やはりだめな人はいるわけです。

○福井委員 そういう人は禁治産宣告を受けて借りられなくなるという以外に真の治療法は想定しにくいんじゃないですか。貸してあげるけれども、計画的に返しましょうと言って成功した事例はどれぐらいあるのか、聞いてみたい気がするんですけども。

○中条主査 それはお金を借りる場合だけではなくてパチンコだとか、そういう場合にもありますから。

しかし、基本的な話は今日お聞きしたところだと思いますので、私たちとしてもまた勉強させていただいて、改めてまたいろいろと教えていただくことがあるかと思っておりますけれども、よろしくお願いたします。

時間を過ぎまして申し訳ございません。ありがとうございました。

以 上